

日本司法支援センター 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
評定に至った理由	項目別評定では、A評定が●項目、B評定が●項目、C評定が●項目あり、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評定を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評定とした。			

2. 支援センター全体に対する評価	
支援センター全体の評価	<p>事務所の存置等（項目1－5）については、高齢者、障がい者等への合理的配慮を的確に行うための取組を実施したほか、出張所、扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所の設置、存続及び統廃合に関し、ニーズ等の把握や関係団体等との協議を行うなどして、必要な検討を実施した。</p> <p>司法アクセス拡充のための体制整備（項目1－6）については、全ての地方事務所において地方協議会を開催するとともに、地域課題を分析し、優先課題を解消する取組等により、民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数に関する指標の目標を達成したほか、迅速な対応が求められた靈感商法等対策に関し、関係機関・団体等と連携しつつ、適切に対応した。</p> <p>適切な情報提供の実施（項目2－7）については、コールセンターの対応件数が過去10年で最も多い件数となり、地方事務所の対応件数も増加したにもかかわらず、利用者満足度調査において高水準の評価を維持することができた。</p> <p>民事法律扶助業務（項目2－9）については、関係機関等との連携、的確な周知・広報活動、電話等相談援助の活用等により、新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度残る中で、出張相談や特定援助対象者法律相談援助の件数を大幅に増加させるなどし、支援の充実や利便性の向上に努めた。</p> <p>犯罪被害者支援業務（項目2－12）については、各地方事務所における弁護士に向けた業務説明・資料提供等や、関係機関等との協議等を積極的に実施し、指標の目標を達成したほか、犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化等により、ニーズに応じて各種支援を適切に提供した。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目3－14）については、人件費の合理化・効率化を進めたほか、経費削減等により、指標である一般管理費及び事業費に関する削減目標を達成した。</p> <p>民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4－17）については、償還率向上を図るための事務フローの見直し、各種督促等を的確に実施し、指標である償還率及び償還滞納率に関する目標をいずれも達成した。</p> <p>内部統制の確実な実施（項目5－19）については、各種会議等により情報共有を徹底するとともに、情報セキュリティ対策基準の改正、職員に対する研修や訓練を行うなどしてガバナンス強化に努めたほか、各種監査の的確な実施、小委員会における各種取組等により、コンプライアンスの推進を図った。</p> <p>業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－20）については、広報・周知の目的や対象者等に応じ、適切な媒体を活用しつつ、効果的な広報活動を行い、指標である業務認知度等の目標を達成した。</p> <p>その他の項目についても、おおむね所期の目標を達成していると認められ、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>(項目別評定で指摘した課題、改善事項)</p> <p>職員(常勤弁護士を除く。)の配置及び能力の向上(項目1-1)については、働きやすい職場を実現するための人事上の取組を積極的に実施することや、人事異動、人事再配置計画等による業務の平準化や事務手続の合理化への効果を明らかにすることが求められる。</p> <p>常勤弁護士の採用及び配置(項目1-2)については、指標である常勤弁護士の年間平均業務量に関し、中期目標期間最終年度に目標を達成するための取組の改善、常勤弁護士の十分な人数の確保に向けた具体的方策の更なる検討、常勤弁護士の新規配置が進まない原因等の分析や具体的対応策の検討・実施、常勤弁護士の活動に係る財政的な効果の把握・分析が必要である。</p> <p>一般契約弁護士・司法書士の確保(項目1-4)については、民事法律扶助契約弁護士数の増加幅が鈍化していることに関し、原因の分析及び具体的な改善策の検討・実施が求められる。</p> <p>事務所の存置等(項目1-5)については、司法過疎地域事務所の設置に向けた取組を積極的に進め、具体的な検討状況等が明確化されることが期待される。</p> <p>司法アクセス拡充のための体制整備(項目1-6)については、人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が2以上の自治体数が減少し、同実施件数が1.5未満の自治体数が増加したことに関し、その改善に向けた取組が求められるほか、今後も、社会的に問題が指摘されている諸課題に適切に対応し、国民の司法アクセス拡充が図られることを期待したい。</p> <p>業務内容の周知を図る取組の充実(項目5-20)については、法的支援を必要とする方が支援センターを適切に利用できるようにするため、認知度を向上させることが必要不可欠であることから、各広報活動に要した費用及びその効果の分析や分析結果の広報活動方針等への反映、的確な分析に基づく効果的な広報活動が行われることが期待される。</p>
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。